

お客さま各位

きのくに信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」の新設および自動解約の導入について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび当金庫では、長期間利用されていない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、「未利用口座管理手数料」を導入させていただくこととしました。

### 1. 未利用口座管理手数料 年間1,320円（税込み）

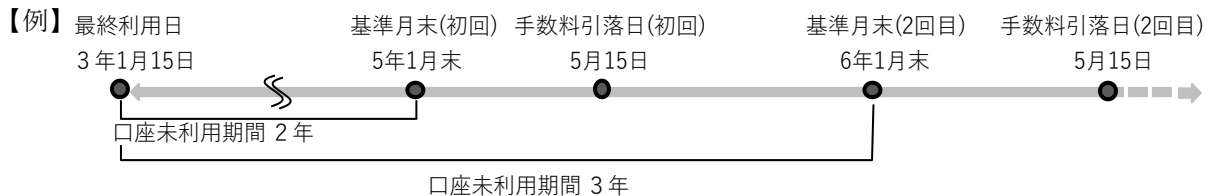
### 2. 未利用口座管理手数料の対象（毎月末基準）

以下のすべてに該当する普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座を対象とします。	
①	令和3年（西暦2021年）1月4日以降に開設された口座であること。
②	最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預入れ・払戻しのご利用がないこと。 （預金利息の元本への組入れ及び未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）
③	該当の預金口座残高が1万円未満であること。
④	お取引店舗において、他の預かり金融資産（通知預金・定期預金・定期積金・積立定期・外貨預金・債券・投資信託・保険）のお取引、および当金庫の出資のお取扱いがないこと。
⑤	お取引店舗で、お借入がないこと。
⑥	個人のお客さまは、口座名義人の年齢が20歳以上であること。

※ 紛失などによりご利用を停止されている口座も対象となります。

### 3. 未利用口座管理手数料のご案内について

- お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所に「ご案内」を送付します。（「ご案内」が延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。）
- 通知後、一定期間（3ヶ月）経過後もお取引がない場合に、年間1,320円（税込み）の未利用口座管理手数料を当該口座から引落しいたします。
- 翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は当該手数料の対象となります。



### 4. 口座の自動解約について

- 残高不足により未利用口座管理手数料の引落しができなかった場合、ご預金残高全額を当該手数料の一部として引落とし、この口座は翌月15日に自動的に解約させていただきます。  
ただし、カードローン契約口座など一部の口座は、解約しない場合があります。
- なお、ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

この手数料は令和3年1月4日以降に開設され、未利用の状態となった口座を対象とするものです。常時の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの口座は、対象となりません。ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。